○農林水産省告示第九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町横山二の七九・二の八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の八〇

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

横山二の七九から二の八一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛知県豊田市稲武町ハチガクゴ一、二、深沢六の一、六の二、七から九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九の一、馬野一四の一、一四の二、立岩町ヒラクリ二の一、二の六、滝脇町中洞二の二、二の四、二の五、二〇、二〇の一、三一、加塩町八百目九、一一から一三まで、一五、一六、一七の一、一七の二、一八、洗出一一、一二の一、一三から一七まで、一八の一、一八の二、一九の一、二〇、二一、二四、足助白山町森ノ洞五から七まで、五の一、五の二、一一・一四合併、一二、一六・一八合併、葉座場一五

(二)　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ハチガクゴ一（次の図に示す部分に限る。）、深沢六の一・八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、馬野一四の一・一四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ヒラクリ二の六（次の図に示す部分に限る。）、中洞二の二・二の四・二の五・二〇・二〇の一・三一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、八百目九・一一・一三・一七の一・一八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、洗出一一・一二の一・一三から一五まで・一八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、森ノ洞五・五の一・五の二・七・一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一六・一八合併（次の図に示す部分に限る。）、葉座場一五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市羽布町横山一の一三、一の一四、一五、一六、一七の一、一七の二、一八、洗出一一、一二の一、一三から一七まで、一八の一、一八の二、一九の一、二〇、二一、二四、足助白山町森ノ洞五から七まで、五の一、五の二、一一・一四合併、一二、一六・一八合併、葉座場一五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

横山一の一三、一の一四、一五、一六、一七の一、一七の二、一八、洗出一一、一二の一、一三から一七まで、一八の一、一八の二、一九の一、二〇、二一、二四、足助白山町森ノ洞五から七まで、五の一、五の二、一一・一四合併、一二、一六・一八合併、葉座場一五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町原字中平七三八、七三九の一、七四〇の一、七四二の一、松井田町土塩字倉骨三一八一、三一八二、高崎市吉井町多比良字一郷四四五八の一（次の図に示す部分に限る。）、甘楽郡下仁田町大字西野牧字東船久保一二七八の一、一二九八の四、利根郡昭和村大字川額字岩下一九八二の一、一九八四の一、一九八四の二、一九八五の一、一九八六から一九八八まで、字清水二〇〇八、字切通日向二一六一の一、二一六三の三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県沼田市利根町多那字ヨヽモキ一三九九の一三六（次の図に示す部分に限る。）、安中市中秋間字甲木ノ巣谷津二五二四の一、二五二四の三、字入山九八三の二、九八四、九八五、九八六の一、九八七から九九一まで、一〇一二から一〇一六まで、多野郡神流町大字船子字峠前二三六、甲二二三七、乙二二三七、丙二二三七、二二三九の三、二二五九の八、二二六三の二から二二六三の四まで、乙二二六四、二二六四の一、二二六四の三、二二六四の四、二二七〇、字東沢二三〇九、二三一一、二三一二、二三一八、二三一九、二三三一から二三三三まで、甲二三四三、乙二三四三、二三四四、甲二三四七、二三四七の二、吾妻郡東吾妻町大字本宿字清水三一五から三一八まで、三一九の二、三二五の二、三二六の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヨヽモキ一三九九の一三六、字甲木ノ巣谷津二五二四の一、二五二四の三、字入山九八三の二、九八四、九八五、九八六の一、九八七から九九一まで、一〇一二から一〇一六まで、字清水三一五から三一八まで、三一九の二、三二五の二、三二六の一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。